

本事業は議会の議決をもって実施が決定するものです。

R8
新規

ADL維持等加算取得促進事業(案)

令和8年3月5日

福祉局高齢社会部介護保険課

事業概要

ADL維持等加算取得促進事業とは

- ADL維持等加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定(※)している事業所に報奨金を交付
- ADL維持等加算の算定に向けた研修会の開催

事業目的

- 重度化防止推進
- 事業所の支援

自立支援・重度化防止の観点から創設された加算であり、算定のためには一定の成果を出す必要があります。
事業所における重度化防止の取組みを支援する目的で実施します。

対象事業所（サービス種別）

- ADL維持等加算の算定対象である事業所
 - ・通所介護(地域密着型・認知症対応型含む)
 - ・特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)
 - ・介護老人福祉施設(地域密着型含む)

報奨金について

交付要件

- 福岡市内の指定介護保険サービス事業所であること（※）
- 令和8年10月1日時点でADL維持等加算を算定していること
（届出だけでなく、算定要件に該当し、実際に算定していること。
R8年10月分の報酬請求で確認する。）

※令和7年4月1以降に介護保険法に基づく勧告以上の行政指導又は行政処分を受けている事業所は除きます。

ふくおか元気向上チャレンジの報奨金との重複交付はできません。(いずれかの選択となります。)

金額

- 10万円（基礎分）⇒ 交付は3回まで
- 更に成果に応じて2種類の上乗せ（いずれか）⇒ 回数制限なし

- ①「維持」→10万円
- ②「改善」→15万円



上乗せ該当の判定について

- 基準日の前1年間(前年10/1～9/30)に要介護認定を受けた入所者(利用者)の
要介護度の変化を数値化し設定した基準に対する達成度で判定します

上乘せの判定について

判定方法

①要介護度を数値化

非該当	0	要支援2	2	要介護2	3	要介護4	5
要支援1	1	要介護1	2	要介護3	4	要介護5	6

② R7.10.1からR8.9.30まで引き続き入所(利用)している方で、同期間に要介護認定を受けた方の要介護度の前後の差を合計する(要介護度変化値) (要介護度が改善し退所となった方を含みます。)

③従前の認定日から今回の認定日までの年数×0.1の値を要介護認定を受けた方全員分合計する(経年変化値)

④判定 経年変化値 < 要介護度変化値 ⇒ 上乘せ無し(10万円)
 $0 \leq \text{要介護度変化値} \leq \text{経年変化値} \Rightarrow$ 「維持」(10万円+10万円=20万円)
 $0 > \text{要介護度変化値} \Rightarrow$ 「改善」(10万円+15万円=25万円)

上乗せの判定について(例)

判定例

□□事業所の例(R7.10.1～R8.9.30に要介護認定を受けたのは4人)

Aさん:要介護3→要介護2 認定日:R7.12.1(従前認定期間:R4.12.1～R7.11.30の3年間)

Bさん:要介護3→要介護3 認定日:R8.4.1(従前認定期間:R7.4.1～R8.3.31の1年間)

Cさん:要介護3→要介護4 認定日:R8.6.1(従前認定期間:R4.6.1～R8.5.31の4年間)

Dさん:要介護4→要介護5 認定日:R8.8.1(従前認定期間:R5.8.1～R8.7.31の3年間)

Aさん:要介護度変化値-1 経年変化値0.3(3年間×0.1)

Bさん:要介護度変化値 0 経年変化値0.1(1年間×0.1)

Cさん:要介護度変化値+1 経年変化値0.4(4年間×0.1)

Dさん:要介護度変化値+1 経年変化値0.3(4年間×0.1)

要介護度変化値の合計:1 経年変化値の合計:1.1

$0 \leq 1 < 1.1$ となり「維持」に該当

申請から交付までの流れについて

流れ

①市へ報奨金交付申請書を提出

受付期間:11月~12月(申請は事業所単位で、原則オンライン申請)

↓市で、ADL維持等加算の算定状況および上乘せの報奨金該当有無の確認

②市から報奨金交付決定を通知(12~1月にメールで通知書を送信)

↓

③市へ報奨金口座振替依頼書を提出(決定通知受領後2月まで、原則オンライン)

↓

④市から報奨金確定を通知(3月にメールで通知書を送信)

↓

⑤報奨金を振込(3月~4月)